

意見書案第3号

北陸新幹線若狭ルート整備に関する意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書案を、小浜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年3月22日 提出

提出者 小浜市議会議員 能登恵子

賛成者 " 上野精一

賛成者 " 小澤長純

賛成者 " 松崎圭一郎

賛成者 " 風呂繁昭

賛成者 " 富永芳夫

賛成者 " 山本益弘

北陸新幹線若狭ルート整備に関する意見書

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本震災の発生により、災害に強い国土構造の実現が喫緊の課題となっている中、災害などの緊急時における交通を確保するには、太平洋側中心の高速交通網だけでなく、新たな高速交通体系の中軸を日本海側に形成し、日本海国土軸の形成を確固たるものとしていかなければならないものである。

北陸新幹線は、国土計画上の観点から重要な国家プロジェクトであり、福井県の均衡ある発展と北陸、関西の一体的な振興を図るうえで欠くことのできないものである。

このほど、金沢・敦賀間が国土交通省政務三役による検討会において着工を前提に認可される政府方針が打ち出されましたが、早い段階において、国が責任を持って一日も早く前進させるべきである。

敦賀以西のルートに関しては、昭和48年に北陸新幹線は、「小浜市付近を通り大阪まで」と若狭ルートが閣議決定されている。本ルートは東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、北陸地域をはじめとする日本海沿岸地域と関西圏との連携強化はもとより、国土の均衡ある発展、産業、経済、文化等の活性化に大きく貢献するものである。

本市としては、昭和48年の整備計画どおり、若狭ルートによる早期整備を一貫して国、県および関係機関へ要望してきたところである。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 昭和48年に閣議決定された整備計画（「若狭ルート」）どおり、大阪までの全線の整備方針を早期に策定すること。
- 2 全線フル規格により整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

小 浜 市 議 会